



十十九八  
一  
利發發  
の經行  
払過行  
込利価  
み子率格日

(一) 年錢額平  
む八式は 一以面成  
も号に、募・上金十  
のによ払入九の額四  
と規り込決パそ百年八  
するす出額のセぞつ  
るしに通ンれつき  
期た加知トのき  
日金えを応九日  
に額、受募  
払を次け十九  
い第のた価格  
込十算者十

額面金額及び登録金額の総額×  
 $\frac{19}{100} \times \frac{19}{365}$

(二)

口 イる税法金前はい次のしは  
子り泉債以い二大関括 こ率人額記外てに二た、次  
に発登徵の下う号藏す登發とをがに(一)国取掲十金前に  
係行録収利同。に省る録行が乗適當の法得げを額記掲  
る時さき子じ以規令省へ時でじ用該算入する乗か(一)  
所にれれに。下定第令國にきたを非式である國じらの  
得おるる係が同す四へ債おる  
税いも者るさじる号昭のい。  
がてのの所れ。一(一)和一て、  
源、記得てを括第五括登  
泉そ名税い除登二十登録へ  
徵のにがるく録条五録へ  
収利よ源國。を第年に一

十八 十七 十六十五四十三

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。  
額面金額百円につき百円  
日本銀行の本店、支店、代理店、  
国債代理店及び国債元利金支払  
取扱店並びに取扱郵便局  
財務大臣から通知を受けた者  
平成十四年八月二十日

額面金額又は登録金額 ×  $\frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$

